



広告景観推進協力員通信

編集発行：横須賀市
都市部市街地整備景観課
TEL 822-8127
FAX 826-0420



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より、本市屋外広告物行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。
おかげさまで除却する物件は年々減少しておりますが、今後も店舗等への
継続した指導をお願いいたします。



屋外広告の日に総勢 38 名が参加

9月10日(火)に、追浜、横須賀中央、久里浜地区において「屋外広告物適正化キャンペーン」を実施しました。違反広告物除却数は、29件、事業者等の啓発件数は、39件でした。

参加していただいた方々は、広告景観推進協力員の皆様のほか、横須賀・田浦・浦賀警察署、国土交通省横浜国道工事事務所、神奈川県横須賀土木事務所、東京電力、NTT東日本、神奈川県広告美術協会でした。

ご多忙の中ご協力ありがとうございました。

第 14 回意見交換会の報告

8月23日(金)、市役所3号館403会議室において意見交換会を開催しました。今回は8名の方にご出席いただき、さまざまなご意見をいただきました。また、ケイビパトの活動を市民公益ポイント制度の対象とするように手続きを行うとともに、来年度も継続してケイビパトを実施していくこととしました。

☆主な意見

- ・店舗に指導するときの基本的なシナリオがあったほうがいい。
- ・我々の活動は継続的に指導を続けることで市民の意識向上を図り、皆さんの協力でまちをきれいに住みやすくしていくということがいい。
- ・我々が指導をした結果、協力いただき掲出しなくなった店舗はケイビパトのときに素通りしがちだが、「ご協力ありがとうございました」など、声をかけて継続的な協力を促した方がいいのではないか。

市民公益ポイント制度の対象となりました！！

ポイント券は「市立有料施設の利用料にあてること」や「市民公益活動団体等へ寄附すること」ができます。希望者には毎活動終了後お渡しいたします。詳しくは、市街地整備景観課までお問い合わせください。

協力員任期更新のお知らせ

身分証明書の有効期限が平成26年3月31日までの方にお知らせです。

(協力員番号 125, 155, 172 番、201～203 番、210, 211 番の方)

協力員の任期は、委嘱日から翌年度末日までとなっています。再任を希望される方は、再度講習会を受講してください。なお、再任のための講習は、再任の6カ月前から受講できます。

今年度の講習会の日程は下記のとおりです。

- ・平成25年12月4日(水) 14:00～
開催場所：市役所3号館403会議室
- ・平成26年3月4日(火) 14:00～
開催場所：市役所3号館403会議室
(講習時間は1時間程度です)

受講を希望される方は、事前に都市部市街地整備景観課 822-8127 (直通) までご連絡ください。

また、再任を希望されない方は、委嘱任期終了後(平成26年3月31日以降)に身分証明書・腕章等を当課までご返却ください。

